



日本共産党 和歌山市議員  
南畑 さち代

# 説明会の対象地域は和歌山市だけではない！

日本共産党

こんにちは 市会議員  
南畑さち代 です

No. 68  
2016・4・17  
連絡先  
453-7758

## 2月議会報告 産廃問題 市が、業者に二度の通知

日本共産党市議団として代表質問では中村朝人議員が3月4日に、一般質問では私が3月9日に行いました。私の質問と答弁の概要は次のとおりです。

2月3日に業者が提出した周知計画書には、説明会の対象を滝畑地区としていることや、山口地区などは条例外の説明としているなど看過できない問題点が明らかとなっており、これまで計画の危険性を訴え反対してきた、計画により影響を受ける住民である山口地区はもちろん、阪南市民、岩出市民にとって、とても納得できるものではありません。このような業者の態度は信頼関係を築こうという姿勢には見えず、さらに不信を募らせるものとなっています。



滝畑自治会、山口地区連合自治会は業者に對し再検討を求める文書を送付し、2月10日、市に對しても業者に適切な指導をするよう要望されました。2月16日、市は業者に對し、「周知

計画書の再検討を強く申し入れる。対象地域の選定は、多数の反対署名などが提出されている点を十分配慮された上で検討を」との通知文を提出しました。

山口連合自治会は1月26日に、大阪市立大学・大学院名誉教授、熊井久雄氏同席のもと、尾花市長、尾崎議長、和歌山県知事に対し、計画地の危険性の実態を調査した「和歌山市に計画されている安定型産業廃棄物最終処分場問題調査報告書」を提出されました。この報告の眼目は、計画地を調査し、危険性を明らかにしたことにあります。これらの点を踏まえ質問します。

### 質問

- ①2月3日に業者が提出した周知計画書に市はどうか対応したのか。通知に込められた市の思いはどうか。
- ②山口地区連合自治会から提出された1月26日の調査報告書についてどう思うのか。

### 答弁

周知計画書の内容を精査し、また、滝畑自治会、山口地区連合自治会から、説明会の開催日時についての調整不足、関係住民の範囲不足について強い申し出があり、2月16日に業者に對し再検討を申し入れる内容の通知を行っています。(裏面へ)

### 市が業者に送付した通知文

株式会社フォーシーズン・ファクトリー  
代表取締役 西村和能様  
2016年3月15日  
和歌山市長 尾花正啓

### 回答文書に対する通知について

平成28年2月26日付けで貴社から回答のありました件について、次のとおり通知します。  
貴社は和歌山市の紛争予防条例が和歌山市の定めるものである以上、阪南市及び岩出市は条例第1条における「地域」に含まないと解釈されておられます。この点につき、和歌山市内がその対象となるのは当然であります。これに限るものではありません。説明会の開催について規定している条例第8条1項に記載の「関係住民」とは「産業廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けると認められる」住民であり、ここにいる「関係住民」は和歌山市域内の住民だけがその対象ではないと考えています。よって紛争の予防を図るため、条例第3条の規定に基づき、再度対象地域の設定について再検討していただくよう申したいです。

### 1 2月議会以降の経過 (厚生委員会への市の報告から)

#### 2月 3日

業者が市に滝畑・山口地区の産廃計画に対し「和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」に基づき、関係住民に計画の広告・縦覧し、説明会を開催する周知計画書を提出。説明会の対象地域は滝畑住民のみ。

#### 2月16日

市が業者に通知文を送付。滝畑地区だけが関係住民ではない。「山口地区、阪南市及び岩出市の住民から多数の要望書や反対署名が提出されている点に十分な配慮をされた上で再検討を」と。

#### 2月26日

業者から市に對し変更された周知計画書が提出される。「山口地区を対象とした紛争予防条例に基づく住民説明会を開催。阪南市や岩出市は条例外の自主的な説明会」

#### 3月15日

市が業者に周知計画書の再検討を通知。

【中村朝人議員代表質問の概要】

「関係住民の同意なくば許可出来ない」  
が制定当時の趣旨

「条例」の趣旨に添った対応を！

2001年3月議会で、「和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」が策定されました。議事録では当時の市長は「皆さんの知らないところで、ある日突然許可されるということがあってはならないと、現在の法律は不備がある、そう考えまして、そうしたことのないように、基本的には関係住民の皆さん方の意志を尊重する。つまり関係住民の皆さんの同意なくば許可することができないという条例案でございます」と答弁しています。

つまり、この紛争予防条例は、単なる手続き条例ではなく、事業を進める事業者が関係住民に事前に丁寧に説明をして理解と納得を得て進めることによって計画に起因する紛争を予防するものです。今、この条例の趣旨に添って逸脱しないように住民の不安に応えるべきだと思います。紛争予防条例に関する市長の認識をお答え下さい。

**答弁** 「和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」は、産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の前に、事業計画の事前公開等、必要な事項を定めることにより紛争の予防を図り、地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的としています。条例では、説明会の開催、住民の意見書の提出、事業者に必要な指導又は助言、市と協定の締結を要請するなど、必要な事項を定めており、関係住民の意見を尊重し、反映できる条例であると認識しています。

紛争予防の観点から、関係住民等との良好な関係を損なわないように努め、誠意を持って説明会を開催すること、また、対象地域についても十分配慮された上で設定された、との考えを通知したものです。計画地の調査報告書については参考にしていきたいと考えています。

**アベを叱る！**  
**小林節氏 講演会**  
**5月14日(土)13時開場**  
**13時30分開演**  
**和歌山市民会館大ホール**  
 演題「野党統一 独裁政治の終焉を！」(仮)

**プロフィール**  
 1949年生まれ。慶応義塾大学名誉教授、弁護士、法学博士。ハーバード大学ロースクール客員研究員などをへて、慶応大学教授、改進黨の論客として、自民党改進黨案作成にも関わっているが、出された立憲主義を逸脱した内容に即座、反対に回る。現在、立憲アモクサシーの会、国民市民連盟に参画。  
 昨年8月4日の衆院憲法審査会では、民主進歩の参事として山形、自民、維新推薦を含む8人全員が「憲法違反」と断罪した発言は、戦争法廃止運動が大きく盛り上がる転機をつくった。

小林節さんの講演会を成功させる和歌山の会  
 (事務局連絡先) 和歌山市民会館通丁南1丁目1-3 (名城ビル2階)  
 TEL:073-436-3520 Fax:073-436-3554  
 e-mail: x9joker@naxnet.or.jp

提出していません。市の通知文にあるように関係住民等に  
 誠意をもって説明会を開くべきです。

**戦争法廃止の戦いは、私たちの主権者としての心の独立運動です**

**無料生活法律相談**

日時：5月18日(水)  
6月1日(水)  
午後6時～7時  
会場：河西診療所組合員ホール  
申込：南畑幸代まで

**無料生活相談**

日時：毎週木曜日  
午前10時～12時  
(電話での相談は常時行っています)  
会場：南畑幸代生活相談所  
TEL 453-3418、453-7758(自宅)  
和歌山市善明寺411-4

相談実施中は看板を出しています  
お問い合わせは南畑幸代まで  
435-1113 (日本共産党市議団直通)

**坂口多美子(党・県平和くらし委員長)**  
**駅の安全・利便性の改善を**  
**南海電鉄と交渉**

3月29日、大阪・和歌山の地方議員のみなさんと南海電鉄本社に行き、要望書を提出し、交渉を行いました。南海電鉄の2014年度の決算を見ると業績は好調です。

参加者から、「無人駅で子どもがホームと列車の隙間に転落した」「一日8千人の乗降客がある駅でも無人駅がある」「バギーが挟まれ、引きずられる事故があった」など人命にかかわる事故も起きている。命を守るのか、利益を優先するのかが問題だと詰め寄りました。南海電鉄はカメラやインターフォンなどの遠隔操作で安全は確保できていると言いますが、住民から寄せられている声は切実です。私は住民の声を真摯に受け止め、公共交通機関の責任・企業の社会的責任を果たしてほしいと訴えました。

(南海電鉄に要望書を提出)

